

(4) 空き家等における省 CO2 改修支援事業

Q1 : 本体工事は補助対象となりますか。

A : 対象となりません。

Q2 : 断熱設備（断熱材、高性能窓等）は補助対象となりますか。

A : 改修前の CO2 排出量を算出する際に WEB プログラムを用いた場合のみ、屋根や壁等の断熱材、開口部（Low-E 複層ガラス等）も補助対象となります。

Q3 : 改修前の時点で当該空き家等に導入されていない設備を新たに導入する場合、補助対象となりますか。

A : 他の要件を満たし、必要性が認められる場合は補助対象となります。

Q4 : 改修後に当該空き家等を住宅宿泊（民泊）として利活用する事業は認められますか。

A : 本事業において空き家利活用の用途として宿泊用途や住宅宿泊（民泊）は改修後の用途として認められません。

Q5 : 空き家等の所有者が、当該空き家等を改修して業務用施設として利活用することを計画している事業者に対し、当該空き家等を賃貸する場合、どのような申請をすればよいのですか。

A : 設備所有者が建物所有者ではなく事業の運営を行う者である場合は、事業の運営者が代表申請者、建物所有者を共同申請者とすること。交付申請時に代表申請者が空き家等を業務用施設として利活用することが確定していることがわかる書面、及び応募申請時に利活用に向けた協議状況がわかる書面を提出してください。なお、賃貸借契約終了等に伴い導入設備を建物所有者に譲渡する場合は、交付規程第 8 条に基づく手続きが発生する可能性があるため、事前に SERA 又は環境省に相談してください。

Q6：建物所有者が設備を所有し、空き家の利活用を行う事業者に賃貸する場合は申請できますか？

A：本事業の対象外となります。なお、設備所有者が建物所有者ではなく事業の運営を行う者である場合は、Q5に示す方法で申請できます。

Q7：長屋住宅は補助対象となりますか。

A：長屋住宅は法規上、集合住宅に分類されるため対象となりません。

Q8：個人事業主が、改修後の空き家を個人で経営する店舗等として利活用する事業は認められますか。

A：個人事業主は、申請者として認められません。

Q9：空き店舗は対象となりますか。

A：空き店舗は業務用施設であるため、本事業の対象とはなりません（ただし店舗併用住宅は対象となりえます）。なお、「民間建築物等における省CO2改修支援事業」では補助対象となり得ます。

Q10：空き家対策計画が策定されていない市町村における事業は認められますか。

A：延べ面積300㎡未満の戸建等であれば対象となります。

Q11：申請時は空家等対策計画が策定されていませんが、事業完了時まで策定する予定である場合、策定予定の当該計画をもって要件適合とできますか。

A：空家等対策計画を要件に用いる場合、応募申請時に計画策定がなされている必要があります。

Q12：延べ面積300㎡以上の空き家等であっても、空き家対策計画で対策の対象とされている場合は対象となりますか。

A：対象となります。

Q13：空き家等を改修し、店舗併用住宅として活用する場合は補助対象となりますか。

A：店舗併用住宅については、店舗に供する部分における設備導入のみ補助対象となります。

Q14：改修後に店舗併用住宅になる場合、店舗に供する部分の床面積が 300 m²未満である場合、補助対象となりますか。

A：非住宅部分に係る延べ面積が 300 m²未満であれば、本事業の対象となります。また、300 m²以上であっても Q12 に該当する場合は補助対象となります。

Q15：コージェネレーション設備は補助対象となりますか。

A：対象となりません。

Q16：改修後、当該施設における用途が途中で変更となった場合はどうなりますか。

A：交付規程第 8 条第十四号に基づき、当該施設の用途変更をしようとするときは SERA の承認を受ける必要があります。

Q17：店舗併用住宅について、全体延べ面積における店舗部分の延べ面積の割合に関する要件はありますか。

A：全体延べ面積における非住宅部分の延べ面積の割合に規定はありませんが、補助対象は非住宅部分における設備の導入にかかる費用となります。

Q18：ESCO 事業者、エネマネ事業者による申請は可能ですか。

A：対象となりません。

Q19：改修前の CO₂ 排出量の算出方法を教えてください。

A：「空き家等事業省エネ計算の手引き」（別紙 1 等を含む応募申請用 Excel ファイル内）を SERA ホームページよりダウンロードし、その内容をご覧ください。

Q20 : 空き家状態である期間について、応募時点から遡った場合は1年以上経過していないが、事業開始時点から遡った場合には1年以上経過したことになる場合は対象となりますか。

A : 本事業では応募時点から遡って1年以上経過した空き家を対象としますので、上記の場合は対象外です。

Q21 : 特定空家は対象となりますか。

A : 対象となります。なお、特定空家を対象とする場合は改修及び改修後の事業の実現性や、設備の管理体制等をよく検討した上で申請願います。